

通行止めに伴う乗継料金調整について

通行止めにより高速道路を一旦流出し、一般道を迂回して再度同一方向に乗り継がれるお客さまにつきましてはご利用料金の調整をいたします。ご利用にあたっては乗り継ぎ後の最初の出口ICで、一旦流出するICでお渡しする「高速道路通行止め乗継証明書」と再流入ICにて発行した「入口通行券」を一緒に係員に提出していただくと、所定の調整方法により算出した料金となります。

また、ETCをご利用のお客さまは、全行程で同一のETCカードをご利用のうえ、通常どおりETCレーンを通行してください。この場合でも原則として直通走行（最初の流入ICと乗り継ぎ後の最初の流出IC間）に適用されるETC時間帯割引が適用されたこととして、料金調整が行われます。（ご利用時は調整前の料金表示となりますが、請求時にはご利用区間に応じた調整後の料金で請求させていただきます。）

乗継料金調整が行われるICは下記のとおりです。

方向	迂回路への流出IC	迂回路からの再流入IC
関越道 東京方面から 関越道 湯沢方面へのご利用 （下り線）	関越道 昭和IC 赤城IC 渋川伊香保IC	関越道 水上IC 月夜野IC 沼田IC